

函館地方裁判所委員会（第15回）及び函館家庭裁判所委員会（第15回）議事概要
(函館地方・家庭裁判所委員会事務局)

1 日時

平成21年7月10日(金)午後3時00分～午後4時20分

2 場所

函館地方・家庭裁判所5階大会議室

3 出席者（敬称略）

(地裁委員) 伊藤政洋, 岡嶋一夫, 富樫絹子, 橋田恭一, 宮腰優子, 山本直樹, 嶋田敬昌, 高瀬保守

(家裁委員) 大西正光, 紺井ちえ子, 森越清彦, 大畠崇史

(兼務委員) 坂牛隆, 野原一郎, 瀧澤泉

(地裁事務局) 事務局長小才度富健, 事務局次長二本柳聡, 民事首席書記官高橋潤一, 刑事首席書記官遠藤清典, 総務課課長補佐山室全由, 総務課庶務係長石田良次

(家裁事務局) 事務局長加藤豊, 事務局次長小田修, 首席家庭裁判所調査官細田隆, 首席書記官高橋政美, 総務課長紺野陽一

4 議題

- 1 比較的軽い非行を犯した少年への保護的措置について
- 2 平成20年度の事件のすう勢について

5 机上配布資料

- (1) 進行次第
- (2) 着席図
- (3) 資料1号 比較的軽い非行を犯した少年への保護的措置について
- (4) 資料2号 事件数等推移表(平成16年度～同20年度)
- (5) 資料3号 司法の窓(Vol.74)
- (6) 資料4号 これまでに地家裁委員会で取り上げた議題について

6 議事

(1) 開会宣言(総務課長)

(2) 新任委員のあいさつ

(3) 比較的軽い非行を犯した少年への保護的措置について

(事務局から説明した。)

(委員)

少年非行が少なくなっているということだが、本当にそうなのだろうか。

(事務局)

ここ最近では、件数として大きく減っているというのが客観的事実である。

(委員長)

今の点については、少年の数が減っているのが原因なのか、総数に対して少年非行の占める割合が減少しているのが原因なのか。

(事務局)

少年人口の減少が要因として1番大きいと思われる。

(委員)

町会連合の理事会で出た意見を述べると、今の裁判の量刑は甘いのではないかと。人を殺してその程度ですむのか。社会に対する緊張感がないのではないかと。専門的な話では将来がどうのこうのという話になるのかもしれないが、市民感情として少年犯罪が犯されても更生なり反省につながっているのか疑問だという意見が出された。

(委員長)

他の委員の方の御意見、御質問はないか。

(委員)

少年審判では家裁調査官が子供や保護者と関わり調査をするのだが、どの程度本当の姿をとらえているのか疑問があった。何故かという、子供たちは学校の先生に対する顔と調査官に対する顔を使い分けるので、真実をとらえるときにどうなのかなと感じていた。また、以前裁判所の交流会で、子供の命を含めて保護するという立場から、逆に自立支援施設や少年院に送致したほうが良いのではないかと話したことがあるが、今もってどうなのかなと感ずるところである。これが市民感情としてどうなのかな、というところにつながってくるのではないかと。

保護的措置としては、現在の子供たちの規範意識やコミュニケーション能力の不足からすれば、北星学園余市高校が累犯していく高校生を指導するのに実施している農業体験が良いのではないかと。その中でも酪農が一番いいと考えているのは、動物を飼うことで、本来人間が持っている優しさや思いやりを覚醒させることができると言われているからである。このような体験学習を通して、人間の持っているそういう心をもう一度思い起こさせることが必要だと思っている。それと同時に、教師や親以外の大人との人間関係、特に地域社会における大人との交流が少ないので、これを大いに体験させるとすれば、やっぱり酪農体験がいいと思うので、一步踏み込めたら函館の特色となって面白いと思う。

(委員長)

今の点について事務局から説明はあるか。

(事務局)

家庭裁判所には、半年間やそれ以上の期間、身柄を預けて生活全体を指導してもらって補導委託という制度があるが、今のこの時代、子供の人生をそっくり預かって面倒を見てくれる補導委託先の開拓が難しいという面がある。

(委員長)

一日や二日程度酪農体験をするというのは考えられるのか。

(事務局)

斬新な考え方で、今後、吟味してみる余地があると思う。

(委員)

体験学習を実施するにしても1日ではだめだと思うのは、個人では悪いことができないのに、非行を犯す集団の力の中でやってしまう子供が結構いるので、不良仲間と縁切りをさせるためには時間が必要であること。さらに、ある程度の期間働く事ができれば、「よくやったね」、「ありがとう」と感謝もされると思う。非行少年は、感謝される機会が少ないので自尊心が劣悪な方向に行ってしまう。そんなとき、我々大人がこのような場をどう確保してやるのが最大の課題だと思っている。

それさえ上手くいけば少しは変わってくると思う。

(委員長)

他の委員の方の御意見等はないか。

(委員)

私たちの活動は所詮ボランティアで限界がある。イベントを成功させただけでは自己満足に終わってしまうので、連鎖的に地域の中でたくさんの試みが達成するようなシステムを作る必要がある。

いろいろな試みの中、全国的に展開されているのが寺子屋ネットワークである。昔の寺子屋の発想で、子供たちの未来を地域のみんが考えている状態を築き上げる必要がある。単発的なボランティアには限界があるが、そういう取組が自動的にわき起こってくるようなシステム、例えば、大学生やパイタリティーのある若い人たちにアイデアを出してもらい、お金とか労力は成年が出してイベントを企画し、忙しさからある程度抜け出た地域の人たちで、子供たちと一緒にいてあげられる地域の人たちと合体させる。そういうことを単発ではなく、いろんな所で常に行われている、というシステムのひな形を作って軌道に乗せたいと考えている。

(委員)

二度目は初犯とは違う措置が用意されている必要があるのではないかと。例えば、世の中は厳しいんだと教え込む必要や少年であっても責任を負わせる必要があるのではないかと。

(事務局)

重大な事案については、それに相応しい手続がされているのが現状である。

(委員長)

海岸清掃等を行うことによって不開始や不処分になるというのは、どのような非行を犯したどんな人を想定しているのか。

(事務局)

万引き、自転車盗、バイク盗の範囲内で規範意識が乏しいとか、きちんとした社会体験をさせる必要があると裁判官から指示があった少年について体験してもらっている。

(委員長)

保護的措置に対して、こんな事をしてはどうかという御意見はないか。

(委員)

生徒指導として、まずいことをした子供に対して部活動を制限するというのが奥の手である。なぜなら、学習は強制的にやらされているが、部活動は本人がやりたくてやっているからで、部活動をコントロールして意識を変えていくのである。

運動系の部活は、教師と一緒に毎日汗をかくわけで、そんな中で教師と子供との人間関係を深めている。そして、部活動を通して子供にある程度高い目標を持たせて熱中させ、まずい方向から目をそらせたり、頑張れば出来るんだということに気づかせることが大切である。

(委員長)

この問題に対して、他の委員の御意見はないか。

(意見等はなし)

(4)平成20年度の事件のすう勢について

(事務局から説明した。)

(委員長)

事務局からの報告に対して、御質問及び御意見はないか。

(質問、意見等なし)

(委員長)

このテーマについては、事務局からの報告ということでよろしいか。

(異議なし)

(5)8月1日付け任命経緯の説明

(委員長から説明した。)

(6)次回期日の告知

(委員長)

次回の地家裁委員会は、11月20日(金)午後3時からとすることによろしいか。

(異議なし)

(7)次回委員会のテーマについて

(委員長)

次回の地家裁合同委員会のテーマについて、御提案はないか。

(提案なし)

(委員長)

提案がないようなので私から提案させていただくが、「法教育に関する裁判所の関わり方について」というテーマを取り上げることとしたいが、よろしいか。

(異議なし)

これまでと同様、テーマは随時受け付けているので、総務課まで御連絡をいただきたい。

以上で、本日の予定はすべて終了した。熱心な御討議をいただき、委員の皆様
様の御協力に厚くお礼申し上げます。

(8) 閉会宣言 (総務課長)

以 上

函館地方裁判所委員会委員名簿

〔規則4条（以下同じ）1号委員〕（五十音順）

函館青年会議所指導力開発委員会委員長	伊 藤 政 洋
函館市町会連合会副会長	岡 嶋 一 夫
北海道新聞函館支社報道部長	坂 牛 隆 (家裁委員兼務)
日本放送協会函館放送局放送部長	佐 戸 賢 一 (家裁委員兼務)
函館市女性会議理事	富 樫 絹 子
函館市教育委員会教育委員	橋 田 恭 一
函館地方法人会女性部会副部会長	宮 腰 優 子
函館司法書士会所属司法書士	山 本 直 樹

〔2号委員〕

函館弁護士会所属弁護士	嶋 田 敬 昌
-------------	---------

〔3号委員〕

函館地方検察庁検察官	野 原 一 郎 (家裁委員兼務)
------------	------------------

〔4号委員〕

函館地方裁判所長	瀧 澤 泉 (家裁委員兼務)
----------	----------------

〔5号委員〕

函館地方裁判所裁判官	高 瀬 保 守
------------	---------

函館家庭裁判所委員会委員名簿

〔規則4条（以下同じ）1号委員〕（五十音順）

函館市社会福祉協議会総務部総務課長

阿知波 健 一

なるかわ病院精神科医

板 橋 栄 治

函館市中学校長会事務局長（函館市立深堀中学校校長）

大 西 正 光

函館調停協会理事

紺 井 ちえ子

北海道新聞函館支社報道部長

坂 牛 隆（地裁委員兼務）

日本放送協会函館放送局放送部長

佐 戸 賢 一（地裁委員兼務）

北海道教育大学教授

田 村 伊知朗

〔2号委員〕

函館弁護士会所属弁護士

森 越 清 彦

〔3号委員〕

函館地方検察庁検察官

野 原 一 郎（地裁委員兼務）

〔4号委員〕

函館家庭裁判所長

瀧 澤 泉（地裁委員兼務）

〔5号委員〕

函館家庭裁判所裁判官

大 畠 崇 史